

規 則

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則七―一〇六三

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―二四）の一部を次のように改正する。

第八条の二の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「又は職員の修学部分休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第九号）第三条第二項」を「、職員の修学部分休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第九号）第三条第二項又は職員の高齢者部分休業に関する条例（令和四年埼玉県条例第三十号）第三条第二項」に改める。

第十二条の三第二項第一号中「第二十八条の二第一項」を「第二十八条の六第一項」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。